

【コラム5】

犯給法の早期援助団体の指定を受けて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク副理事長
公益社団法人みやぎ被害者支援センター理事長

三輪 佳久

- 1 「犯罪被害者等早期援助団体」……？、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律23条」……？、それ何なの？

どうして必要なの？というのがこの用語に初めて接したときの正直な感想である。

あわてて色々と関係法令、規則、解説書等を讀んだり、関係者から説明を受けた。そうすると「警察本部長等は……犯罪被害者等早期援助団体に対し、……当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。」とあり、被害者の情報の提供を受けることが可能になるという。被害者支援活動に携わる者にとって一番肝心の犯罪被害発生直後の情報を受けて能動的なアプローチが可能になるということであった。また、四苦八苦している運営体制（いわゆるハード面）に関しても「人的、物的基盤の充実にかかる措置」や「支援に携わる者の知識向上のための情報提供」等が定められていた。従来、民間団体に対してこのような情報提供や支援内容の提供を可能にする制度は存在しなかったものであり、この早期援助団体の制度は被害者支援団体にとって画期的なものであった。

そこで、支援センターの発展、充実のために「早期援助団体の指定」を受けることが絶対に必要だ、是非ともその指定を受けよう、受けなければダメだ、ということになった。

- 2 それでは早期援助団体の指定を目指していこうということになった。センターでは、そのための前段階として、法人格取得の手続を当時の事務局各位の尽力と県警本部犯罪被害者支援対策室の助言と協力によって達成していた。

早期援助団体の指定を受けるためには、さらに色々と越えなければならないハードルがあった。公益のために活動する団体では、公益目的の活動を行なう上で活動する人員の養成、訓練等のソフト面を重視する傾向があり、ともすれば財政基盤、事務局体制の整備等のハード面への関心が薄れるきらいがあった。

早期援助団体の指定を受けるためには、警察からの情報を受け充実した適格な支援活動を行えるだけの事務局体制の整備、財政基盤の確立、相談員等の人材の確保、さらには支援員等の支援能力の向上が求められていた。

これらの条件を満たすために、事務局各位の大変な尽力と犯罪被害者支援対策室の助言、協力により、定款変更、様々な事業規程の作成、整備、所有資産の明細書作り等の膨大な作業をこなしていったのである。早期援助団体指定申請書類をみると、分厚いファイルにこれらの関係書類がぎっしりと納められているのが確認できる。

なお、肝心の事務所については、設立当初は「仙台市サポート活動センター」という手狭で、他の団体と同居し事務机は共同使用という支援活動を行うためには余りに貧弱なものであり、しばらくして近隣のマンションの一室に移転し、さらにその後平成15年2月に「宮城県通町分庁舎内」の一区画を確保することができ、ようやく被害者支援活動を十分に行える事務所を確保できたのである。なお、

この通町分庁舎の建物は耐震性不足ということで退去して取り壊されたため、平成20年に現在の「宮城県仙台合同庁舎内」に移転した。そして、あの「東日本大震災」がその後の3月11日に仙台を襲ったのであり、もし中古の耐震性不足の建物に留まっていたら大震災に遭遇していたらどうなっていたか……。全く幸運な移転であった。

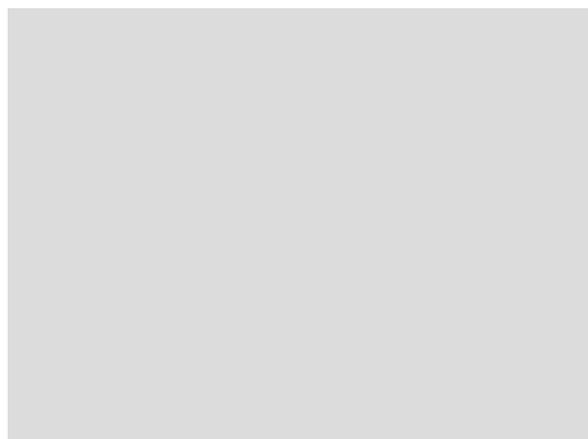
- 3 待ちに待った平成16年4月1日、宮城県警察本部公安委員長室において、公安委員より指定書が相澤理事長（当時）に交付された。交付の後、支援センターの看板が理事長により「宮城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 社団法人みやぎ被害者支援センター」に掛け替えられた。そして、関係者立会いのもと相談員の代表が誓約書の宣誓を行い、新たな支援活動のスタートが切られた。“初心忘るべからず”

支援センターが早期援助団体としてスタートを切った同じ平成16年4月1日に都道府県で全国初となる「宮城県犯罪被害者支援条例」が施行された。

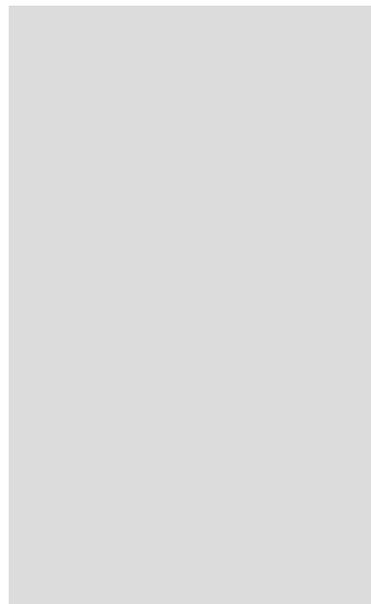
なお、「公安委員会指定」という肩書が付いたことによって、官尊民卑ということではないが、被害者支援団体が民間のわけのわからない団体ではなく、御上の「御墨付」をもらったということで市民からの信頼性、認知度が上がったのではないかと思われる。

警察からの情報提供は、センターで支援する「直接的支援」総数の約1割となっており、被害者支援活動の重要な役割となっている。

- 4 以上述べてきた早期援助団体としての役割を果たすため、ハード面では、例えば、面接相談の際、みだりに他人の目にさらされないような設備、電話相談の内容が部外者に聞こえない構造、情報資料は鍵のかかる保管庫で保管、文書の管理の適正化等が求められ、ソフト面では支援者等の研修の充実化、レベルの向上が宮城のセンターに限らず全国のセンターで求められ実施してきたように思われる。おそらく、この早期援助団体という制度によって「『いつでも、どこでも被害者の求める支援』が受けられる社会」というネットワークの目標により一歩近づいたものという確かな手応えを感じている。



指定書の交付を受ける相澤理事長



掛け替えられた看板